令和元年第2回東松島市議会定例会議案一覧

提出議案 項目別一覧

- 1 人事案件〔1件〕...人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 2 条例議案〔11件〕…新規制定〔1件〕、一部改正〔10件〕
- 3 その他の議案〔3件〕
 - ・公有水面埋立に関する意見について
 - ・市町の境界変更について
 - ・境界変更に伴う財産処分の協議について
- 4 予算議案〔2件〕
 - ・令和元年度東松島市一般会計補正予算(第4号)について
 - ・令和元年度東松島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

項目別概要

1 人事案件〔1件〕

(諮問〔1件〕)

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【提案理由】

委員の選任について、市長から法務大臣に対して推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会に対しその意見を求めるものです。

補足: 東松島市内の人権擁護委員は全部で9人です。

委員の辞任により本年4月1日から1名の欠員となっているため人権擁護委員の就任について、 議会の意見を求めるものです。

【提案内容】

諮問第3号...《新任》

鹿野 義博(かの よしひろ)氏の新任について、意見を求めるものです。 経歴等の詳細については議案参考資料参照

2 条例議案〔11件〕

(新規制定〔1件〕)

議案第48号 東松島市森林環境譲与税基金条例について

【提案理由】

国では、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する 法律を本年3月29日に制定し、令和6年1月から森林環境贈与税に関する法律を施行するととも に、本年4月から森林環境譲与税を施行することとしたところです。

これに伴い、森林環境税の収入相当額について、森林環境譲与税として国から都道府県及び市町村に譲与されることとなり、森林環境譲与税の適正な管理と活用を図り、市内森林の環境維持、機能増進を図るため基金を設置するものです。

【制定内容】

国から一定額の譲与を受ける森林環境譲与税は、森林経営管理制度に基づき市が行う森林管理、 環境整備等の経費に充てるものであり、本譲与税の適正な管理による長期にわたる安定的な活用の ため、東松島市森林環境譲与税基金を設置するものです。

- (1) 設置目的に関する事項 … 第1条
- (2) 積立てに関する事項 ... 第2条
- (3) 管理及び運用に関する事項 … 第3条~第5条
- (4) 処分に関する事項 ... 第6条
- (5) その他(委任に関する事項) … 第7条

<公布の日から施行>

(一部改正〔10件〕)

議案第49号 東松島市選挙における投票管理者、開票管理者並びに選挙長及び投票、開票立会人等 に対する報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)が令和元年5月15日に改正されたことに伴い、東松島市選挙における投票管理者等の報酬について、国会議員の選挙等の執行経費の基準額と同額を支給するため改正を行うとともに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)が本年6月1日に改正され、投票管理者(期日前投票を含む。)が交替することが可能となったことに伴い、従事時間が1日(7時間30分)に満たない場合の報酬額の計算方法を規定するため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

東松島市選挙における投票管理者等の報酬について、国会議員の選挙等の執行経費の基準額と同額を支給するよう所要の改正を行うほか、投票管理者の従事した時間が1日に満たない場合の報酬額の計算方法について、立会人と同じ計算方法を用いるように所要の改正を行うものです。

<公布の日から施行>

議案第50号 東松島市市税条例等の一部を改正する条例について

【提案理由】

地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法施行令(昭和25年政令第245号)等が平成31年3月29日に改正されたことに伴い、改正を行うものです。

【改正内容】

個人市民税の非課税措置対象者の拡充及び軽自動車税のグリーン化特例の改正を行うものであり、 その施行日については、地方税法等の定めるそれぞれの施行日に施行するものです。

<公布の日から施行(一部令和元年10月1日以降の施行日の規定あり)>

議案第51号 東松島市公園条例の一部を改正する条例について

議案第52号 東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

「矢本運動公園野球場」及び「矢本運動公園多目的グラウンド」については、これまで「東松島市公園条例」に位置付け東日本大震災後は応急仮設住宅用地として使用していました。また、「奥松島運動公園」については、東日本大震災後、使用が不可能となったため、「東松島市公園条例」から文言を削除いたしました。

「矢本運動公園野球場」及び「矢本運動公園多目的グラウンド」については、応急仮設住宅撤去後、運動公園としての復旧整備を進めているとともに、「奥松島運動公園」については、令和2年4月からの供用開始に向け移転整備を行っていることから、整備完了後の用途に沿って、「東松島市社会体育施設条例」に位置付け、位置及び利用料金等の管理運営に関する事項について改正を行うものです。

併せて「東松島市営テニスコート」の名称を「矢本運動公園テニスコート」と改正を行うほか、 条文中の文言等の修正を行うものです。

【改正内容】

東松島市社会体育施設条例において、移転整備後の「奥松島運動公園」及び「矢本運動公園野球場」並びに現在移転整備中の「矢本運動公園多目的グラウンド」の位置及び利用料金等管理運営に関する事項に係る改正を行うものです。

また、「東松島市営テニスコート」の名称を「矢本運動公園テニスコート」に改正を行うほか、条文中の文言等の修正を行うものです。

<令和元年7月1日から施行>

議案第53号 東松島市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正により、本年10月1日から精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が新たに同補助金の対象者となることに伴い、本市においても、心身障害者の方の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

今年度10月1日から精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を新たに対象とするよう改正を行うものです。

<公布の日から施行>

議案第54号 東松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

令和元年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が本年3月29日に公布され、低所得者に対する介護保険料の負担軽減制度が拡充されたことにより、令和元年度及び令和2年度の介護保険料について、被保険者の負担軽減を図るため所要の改正を行うものです。

【改正内容】

第1段階から第3段階までの被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の介護保険料を軽減する 改正を行うものです。

<公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用>

議案第55号 東松島市市民センター条例の一部を改正する条例について

議案第56号 東松島市学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

矢本西市民センターの建設工事が完成を迎えることから、東松島市市民センター条例において、 新たな位置及び使用料に改正を行うとともに、従来の矢本西市民センターを河戸地区学習等供用施 設として、東松島市学習等供用施設設置条例に新たに位置付けるものです。

また、大塩地区学習等供用施設の位置について、本来の小字の表記に改正を行うものです。

【改正内容】

東松島市市民センター条例において、新設される矢本西市民センターの位置及び使用料についての改正を行うとともに、従来の矢本西市民センターを河戸地区学習等供用施設として、東松島市学習等供用施設設置条例に位置付けるほか、大塩地区学習等供用施設の位置に係る本来の小字に改正を行うものです。

<公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行>

議案第57号 東松島市あおい地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例について

【提案理由】

宮城県が本年5月17日付けで「あおい地区」全域を市街化区域に編入したことに伴い、本市が「第一種住居地域」の用途地域を指定するにあたり、これまでの土地区画整理事業区域外の既存宅地等も含めて地区計画変更手続きを行う必要があることから、新たに「住宅地区B地区」及び「商業業務地区」として地区計画に追加するものです。

【改正内容】

あおい地区の一部について、「住宅地区B地区」及び「商業業務地区」として本地区計画に追加するよう改正するものです。

<公布の日から施行>

議案第58号 東松島市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

宮城県が本年5月17日付けで市街化区域に編入した「小松谷地地区(イオンタウン矢本)」について、本市が「近隣商業地域」として用途指定するとともに、「特別用途地区」として地域指定したことに伴い、用途地域による建築規制を補完し、商業地としての土地利用の維持及びさらなる推進を図ろうとするものです。

【改正内容】

既に特別業務地区に指定している国道45号線沿道地区を「第1種特別業務地区」に名称変更するとともに、今回追加する「小松谷地地区」を「第2種特別業務地区」に指定し、商業地としての土地利用の実情を踏まえ、住宅や工場等の一定の建築を規制するものです。

<公布の日から施行>

3 その他の議案〔3件〕

議案第59号 公有水面埋立に関する意見聴取について

【提案理由】

東日本大震災により被災した市道奥松島ウォーキングトレイル1号線について、復興交付金事業を活用し、公有水面の一部を埋め立てて再整備するに当たり、公有水面の埋め立て行為の免許権者である宮城県知事に対して東松島市が出願した内容について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、免許権者の宮城県知事から意見を求められたものであります。

【提案内容】

埋め立てを計画している区域は、東松島市宮戸字南麦和田山2番に接する公有水面並びに字南麦和田山2番、3番、字梅ヶ崎1番、4番2及び字東大崎田4番1の地先657.31平方メートルの公有水面であり、同法第3条第4項の規定により、異議のない旨の意見を述べるため、議決を求めるものです。

議案第60号 市町の境界変更について

議案第61号 境界変更に伴う財産処分の協議について

【提案理由】

平成23年度から宮城県が事業主体として実施してきた「県営ほ場整備事業 上福田地区」について令和元年度に工事の完成が予定されており、工事完成に伴い、農地、道路及び水路の形状が変わることから従前の市町の境界に変更が生じるものです。

また、境界変更に伴う財産処分の協議については、境界変更により遠田郡美里町の境界内となる本市所有の用地及び新たに本市の境界内となる同町所有の用地について、同町と財産処分の協議を行うにあたり、議会の議決を求めようとするものであります。

換地処分について、県では令和2年12月頃を予定しており、本市議会の可決後に県議会での議 決を経て県から国へ届け出るものです。

なお、今回の境界変更に当たり、両市町の総面積の変動はありません。

【提案内容】

(1) 境界変更に伴う土地の移動

ア 美里町から東松島市へ編入する土地 8筆 2,963.00㎡

- イ 東松島市から美里町へ編入する土地 4筆 2,963.00㎡
- (2) 境界変更に伴い財産処分の協議対象となる土地
 - ア 美里町の財産処分協議対象地 2筆 2,699.55㎡
 - イ 東松島市の財産処分協議対象地 1筆 142.00㎡

4 予算議案〔2件〕

別途

令和元年度 6月補正予算の概要

1 各種会計予算総括表

(単位:千円、%)

	会 計	区分	 分	補正前の額	補正額	補正後の額	増減率
	ㅈ 미	△).	J	(A)	(B)	(A) + (B) (C)	$(B)/(A) \times 100$
_	般	会	計	33,990,284	464,116	34,454,400	1.4
特	別	会	計	15,389,493	3,225	15,392,718	0.0
	国民優	建 康	保険	4,431,573	3,225	4,434,798	0.1
	後期高	齢 者	医 療	360,792		360,792	0.0
	介 護	保	険	3,245,030		3,245,030	0.0
	農業集落	客排 水	事業	124,542		124,542	0.0
	漁業集落	笿排 水	事業	8,362		8,362	0.0
	下 水	道	業	6,950,694		6,950,694	0.0
	大 曲 土地区	浜	_	268,500		268,500	0.0
	合	言	†	49,379,777	467,341	49,847,118	0.9

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算案は、当初予算編成後に事業の調整等が整ったことに伴う事業費の計上が主なものであり、震災復興に伴う事業として、財産管理事業にプレハブ庁舎及び放課後児童クラブ等の仮設施設解体工事費(58,900千円)を計上、住宅再建独自事業に、津波や地震で被災した住宅を再建する住民に対する、被災住宅再建支援事業補助金(133,000千円)を計上しております。

【 歳 入 】 10款 地方交付税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	千円 19,663 19,663	予算書頁
	4 400	
14款 国庫支出金 	4,123	
地域生活支援事業費交付金	2,305	10
母子家庭等対策総合支援事業補助金	844	10
社会教育施設災害復旧費補助金	779	10
15款 県支出金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28,183	
移住支援事業補助金	3,750	10
子ども・子育て支援事業補助金	14,741	11
水産物供給基盤機能保全事業補助金	11,502	11
18款 繰入金	376,435	
財政調整基金繰入金	106,580	11
ふるさと基金繰入金	16,807	11
東日本大震災復興交付金事業基金繰入金	67,756	12
東日本大震災復興基金繰入金	134,529	12
防災基金繰入金	18,655	12
市営住宅基金繰入金	53,541	12

20款	諸収入	25,412	
	スポーツ振興くじ助成金	20,000	12
21款	市債	10,300	
	浜市漁港水産物供給基盤機能保全事業債	10,300	12
【歳	±]		
2款	総務費	148,400	
	多目的交通システム(デマンドバス)調整事業	6,086	14
	定住化促進事業	8,815	14
	財産管理事業(震災対策費:放課後児童クラブ等仮設施設解体)	58,900	15
	私立高等学校整備事業費補助金	50,000	15
3款	民生費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14,151	
	幼児教育無償化実施事業	14,742	17
4款	衛生費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	776	
6款	農林水産業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21,169	
	漁港施設整備事業	24,200	19
7款	商工費	34,540	
	観光交流人口創出事業	32,474	19
o.±L	1.1.46	100.004	
と示义	土木費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199,024	00
	道路新設改良事業(防衛9条事業)	42,500	20
	住宅再建独自支援事業	133,000	21
の書を	消防費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12,308	
3 77 A	防災行政無線施設整備事業	12,778	22
	的火门 以無冰池以走桶事未	12,770	22
10款	教育費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57,194	
	小学校施設維持管理事業(赤井小学校冷房機設置前払金相当分)	10,547	24
	小学校施設整備事業(矢本東小学校遊具機能復旧工事外)	9,413	24
	オリンピック・パラリンピックホストタウン事業	1,780	26
	社会体育施設維持管理運営事業(矢本運動公園野球場改修工事外)	9,654	27
	矢本海浜緑地休養施設整備事業(附帯設備設置)	3,500	27
	•	•	
12款	災害復旧費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,170	
	社会体育施設災害復旧事業(矢本運動公園)	1,170	27
3 特	引会計の主な内容		
国民	建康保険特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・	3,225	33
	国民健康保険一般管理運営事業(電算業務委託料)	3,145	41